

要 請 書

11月28日、東京・文京シビックホールにおいて全国農業委員会会長代表者集会を開催し、下記事項について協議し決定しましたので、その実現につき格段のご配慮を賜りたく要請いたします。

記

- **新たな食料・農業・農村基本計画と
令和7年度農業関係予算に関する要請** 1

(参 考)

- 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る
全国運動」の推進に関する申し合わせ 9

令和6年11月28日

全国農業委員会会長代表者集会

主催 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 **全国農業会議所**

新たな食料・農業・農村基本計画と 令和7年度農業関係予算に関する要請

農業委員会組織は、昨年改正農業経営基盤強化促進法の施行により、将来の地域農業の指針となる「地域計画」を今年度中に策定すべく、組織を挙げて積極的に取り組んでいるところです。こうした中、農業委員会組織では、新たな食料・農業・農村基本計画を見据えた「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案」を今年5月に決議するとともに、改めて、政府で現在審議中の新たな基本計画に向けた要請を取りまとめました。

特に、基本計画を策定し将来に向け我が国農業の振興を図るには、農業政策に対する国民の意識の向上と理解の醸成が極めて重要であるため、この点を十分に踏まえた策定と取組の展開が必要であります。

さらに、令和7年度農業関係予算については、食料・農業・農村基本法改正の柱として食料の安全保障の理念を明記したことを踏まえ、厳しい財政事情の下であっても、改正基本法の理念を実現すべく、農林水産予算総額を十分に増額する観点から下記事項についても要請いたします。この実現につき格段のご配慮とご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

記

I. 新たな食料・農業・農村基本計画に向けた食料安全保障の強化等 施策の具体化

(1) 食料安全保障強化のため食料の自国生産の強化を図る財源の確保

改正食料・農業・農村基本法に位置づけられた食料安全保障の抜本的な強化を実現するため、食料生産の基盤である農地及び農業者を将来にわたり維持・確保し、国民の生命を守る食料の自国生産の強化を図るため、将来にわたり国内農業が持続的に発展できる大型で安定的な予算を措置すること。

あわせて、加工食品でも積極的に国産原料を使用できるよう食品産業を支援する予算も確保すること。

(2) 地域の実態を踏まえ、実現可能な食料・農業・農村基本計画の策定

改正食料・農業・農村基本法により食料・農業・農村基本計画について食料自給率に加えて食料安全保障の確保に関する事項の目標が設定されることとなった。農地・人に関する目標も設定されることが想定されるが農業・農村の現場がその実現に奮起して取り組めるような目標設定を行うこと。

(3) 食料の安定確保、地域計画実現交付金の創設

地域計画（目標地図）で明示され、担い手が耕作する農地は、地域において今後守るべき農地として決意された農地であり、食料安全保障の要となる農地である。国は、こうした農地を保全し、地域計画を実現するため、「地域計画実現交付金」（仮称）の創設に努めること。

(4) 農業の担い手が再生産可能な所得を確保できる施策の確立

農業の持続的な発展を実現するため、水田活用の直接支払交付金等各種経営安定対策を担い手の再生産可能な所得が確保できる水準を目指して制度の抜本的強化を図ること。

(5) 合理的な費用を考慮した価格形成の構築

我が国農業の持続的な発展のためには、施策の展開とあわせ合理的な費用を考慮した価格形成が必要。そのため適正な価格形成を実現する法制度の整備を進めること。さらに、国産農産物の合理的な価格形成には国民理解が必要であるため、その理解醸成を図るための予算を確保すること。

(6) 日本型直接支払制度の拡充等

担い手への農地の集積等により、規模拡大等構造改革は一定程度進んだものの、高齢化等による離農者の増加、新規就農者の減少等により農業の生産基盤は弱体化の傾向にある。特に、中山間地域など農業生産条件が不利な地域では、他地域に比べ一層の高齢化の進行と定住人口の減少、遊休農地の増加と鳥獣被害の多発化など、より多くの問題が発生している。

従って、中山間地域等直接支払制度の運用にあたっては、制度制定の趣旨に立ち返り、地域振興立法9法の対象地域に限定することなく、より多くの条件不利地域が対象となるよう運用の改善に努めること。

また、平地地域においても農業就業者の減少と高齢化が進行する中、畦畔や水路等の保全管理など農地の保全上必要不可欠な作業に手が回らず、担い手の更なる経営規模の拡大、新たな担い手への農地集積に支障をきたしている。農地をはじめとした地域資源を保全し、農業の

振興と農村集落の維持を図るため、非農家や集落外からの多様な人材の参画促進策を講じるとともに、多面的機能支払交付金制度の拡充と運用の改善に努めること。

(7) 生産資材等高騰対策の充実

農業生産に必要な資材等について、原材料価格や物流費の高騰、円安等から今後も高止まりが続くと懸念されるため、国内資源の利用拡大等、安定的な農業経営が継続できるよう、積極的な生産資材高騰対策を講じること。

(8) 環境負荷低減への取組の推進

環境と調和のとれた農業を確立するため、農薬や肥料の適正使用や環境負荷低減への生産方式導入について、それに資する技術の開発や環境対策に取り組む農業者等を支援する施策を講じること。あわせて食品ロスを削減するため、国としての仕組みを構築するとともに、食品ロス削減に取り組む事業者等に対する支援と国民理解を推進する予算を確保すること。

(9) 農家所得に繋がる輸出拡大対策

人口減少に伴う国内市場の縮小に対しては、市場を海外に求め、農家所得を確保・向上することが重要である。海外需要の掘り起こしや国内生産基盤の強化、輸入規制の緩和等、農産物輸出拡大に向けた対策に総合的に取り組むこと。

(10) 動植物防疫・水際対策の強化

家畜の海外悪性伝染病や植物の病害虫が我が国に侵入すれば、その影響は甚大となるため、侵入防止のための水際対策の強化徹底を図ること。また、農家の飼養衛生管理基準の徹底と防疫意識の向上を促す取り組みとともに、防疫設備等の施設整備の支援を強化すること。

Ⅱ. 令和7年度農業関係予算

1. 農地対策の強化

(1) 地域計画の実現に向けた支援体制の構築

地域計画を実現するために紐づけられた「地域計画実現総合対策」の設計・運用にあたっては、計画の実現とブラッシュアップの促進を図ること。その際、計画を実現するための話し合い活動や推進体制を整備するメニューを措置すること。また、計画の実現を推進する組織等を明確にしたり、設立したりすることを指導すること。

(2) 地域計画の実現に向けた農業委員会の予算と体制の充実

農業委員会が農地利用の最適化等の期待されている役割を果たすことができるよう、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、農業委員会交付金及び都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の確保に万全を期すとともに、現場の実態に即した使いやすい予算とすること。

農業委員会による農業委員会サポートシステムを活用した事務が円滑かつ効率的に取り組めるよう、必要となるシステムの保守及び改修に係る予算を確保すること。

また、令和7年度より本格稼働する地域計画の実現に向けて、農業委員会が地域の実情に応じた柔軟な活動ができるよう事務局体制の充実を後押しすること。

(3) 所有者不明農地（相続未登記農地）等への対策の推進

所有者不明農地の解消と未然防止を図るため、都道府県と市町村の各段階の組織が一体となって不在地主相談会や所有者不明農地の活用等の対策に取り組めるよう新規事業の「所有者不明農地等総合対策」の予算を確保すること。

(4) 地域の実態に即した農地基盤整備の促進

スマート農業の推進等に対応する農地の大区画化等、農業・農村整備事業や農地耕作条件改善事業などの基盤整備予算を十分に確保するとともに、中山間地域など地域の実態に即した、きめ細やかな基盤整備事業の推進を図ること。

(5) 農地中間管理機構の体制整備

令和7年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が農地中間管理機構を通じた「農用地利用集積等促進計画」に一本化されるのを控え、機構が増加する事務や課題のある案件処理等に適切に対応できる体制を構築できるよう、万全を期すこと。

また、令和7年度以降、同機構を通じた権利設定に支障が生じることのないよう、事務の簡素化や適切な役割分担に向けて後押しをすること。

(6) 農振法改正等を踏まえた遊休農地解消対策の見直し

先の通常国会で農振法が改正されたが、農地の総量確保のための措置として、農用地区域の除外に際して遊休農地の解消等の代替措置を講ずること等が明確にされた。その実効性を確保するため遊休農地解消関連事業の拡充強化を図ること。

また、遊休農地の利用意向調査を毎年行うことは、農業委員会にとって大きな負担となっているため、その負担を軽減すること。

(7) 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

農業委員会では令和7年度以降、地域計画に基づく農地の利用調整等に機動的に取り組む必要があるが、農業委員と農地利用最適化推進委員の立場や役割等の違いから一体的な運営に支障が生じている委員会が出ており、両委員の設置の在り方について見直しを検討すること。

(8) 人口減少と高齢化に対応した農地制度の検討

人口減少化の激化と超高齢化の進展は、現行の農地制度が創設された時代とその後の改正の取り組みでは対応しきれない事態を惹起している（農業者の共同作業による畦畔・水路管理の困難の度合いの増大、農地所有の放棄を指向する者の増加、高齢者等の認知機能の低下による権利能力の減退等の増加等）。このような情勢の変化に対応し得る農地制度の検討に取り組むこと。

2. 経営・人材対策の強化

(1) 多様な人材に選ばれる農業経営・人材対策の確立

農業の雇用環境の整備を抜本的かつ早急に徹底し、あらゆる人材に農業が選ばれるよう農業経営・人材対策を確立すること。

(2) 「農業者」への支援策

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に加え、改正基本法で位置づけられた「それ以外の多様な農業者」についても、その特性と役割に応じた施策を用意すること。また、法人経営の基盤強化を図る一方で、法人化を志向しない認定農業者や、農業者年金に加入し青色申告を実施している家族経営体に対する支援を継続するための予算を確保すること。

(3) 「担い手」に対する支援策

認定農業者が農業経営改善計画にもとづき農業機械の取得などが容易に実施できるよう支援策を講じると共に、認定農業者等の担い手が安定した雇用を実現できるよう雇用環境・条件整備に向けた支援策を強化すると共に十分な予算措置を講じること。

また、大規模経営や高付加価値経営に対応できる農業経営者を育成するため、経営管理能力の向上に向けた研修プログラムやツール開発などの取組を強化するとともに、関係機関による研修の実践を支援するための予算を確保すること。

(4) 農業経営・就農支援センターの機能強化と担い手組織との連携

都道府県農業経営・就農支援センターは、認定農業者等担い手組織や都道府県農業委員会ネットワーク機構等の関係機関との連携を強化し、経営継承を含めた共同した経営支援が充実されるように体制を強化するための予算を措置すること。

(5) 外国人材への支援

国・自治体は、外国人材の受入れが増加していくことが見込まれるため、受入れ機関に対する外国人材の宿舍・寮となり得る民間賃貸物件の提供支援ならびに空き家のリフォーム等への助成等、住環境の整備を支援するための予算を措置すること。

また、農業の現場・日常生活で必要とされる「やさしい日本語」講習会の実施などを支援するため、外国人材受入総合支援事業を拡充す

るための予算を確保すること。

(6) 新規就農者育成総合対策の拡充・強化について

「新規就農者育成総合対策」を拡充し、支援体制の強化に必要な予算確保を図ること。

「就農準備資金」の交付を受けている親元就農者については、個人経営体における共同経営も継承の一形態と認め、継承要件を緩和すること。「雇用就農資金」では新規雇用就農者の増加分を支援するという要件は中・小・零細規模経営体に対して不利に働く懸念があるため、雇用就農を促進するという政策目的がより効果的に発揮できるよう内容を見直すこと。

(7) 農業労働力不足解消に向けたスマート農業の具現化促進と営農新技術の開発・普及、担い手の確保

農業労働力不足を補完し、高生産性農業を実現するため、スマート農業に対応した営農新技術等を開発するとともに、実証圃・実証施設等を設置し普及促進に努めること。

また、担い手となる新規就農者の育成・確保のため、技術習得のための研修農場の整備と就農に適した農地の確保を一体的に支援すること。

3. 農村対策等の強化

(1) 農村の持続的発展に向けた支援

農村の集落機能維持のため、集落営農等による生活支援機能の拡張や、自治会等の生活支援組織による農用地の保全等、農村RMOの形成を推進する事業の拡充強化を図ること。

また、中山間地域において円滑にスマート農業導入を行うための通信環境の改善・整備を図ること。

(2) 鳥獣被害対策・ジビエ利活用の推進

鳥獣害対策について、地域主体の多様な取組への支援を長期的に講じるとともに、鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進すること。

また、有害鳥獣駆除にかかる罠設置のための狩猟免許取得への支援、ジビエの利活用のための処理加工施設のさらなる整備、需要拡大の支援等の予算を拡充・強化すること。

(3) 都市農業の振興と農業理解の促進

都市農業についても、農村地域と同様に農業経営の法人化や新規就農の促進、後継者への経営継承等担い手の育成・確保を推進すること。また、農業体験農園や市民農園等による農作業体験等を推進し、農業理解の促進を図るための予算を確保すること。

(4) 農村の防災・減災対策の強化等

大規模自然災害に対する備えとして、国土強靱化基本計画を踏まえ農村地域における防災・減災対策の早急な整備強化を進めるとともに、災害リスクの周知等に努めること。また、能登半島地震をはじめ被災後には、これまで以上に災害に強い施設整備での再建等、被災農業者が意欲的に営農を再開できる総合的な支援を今後とも継続的に実施すること。

(5) 東日本大震災・原発事故からの再生に向けた支援の継続

東日本大震災・原発事故からの復興支援の継続と、未だ原発事故による日本産農林水産物の輸入規制をしている国・地域に対し輸入規制の撤廃を強く求めていくこと。

(参 考)

「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の
推進に関する申し合わせ

われわれ農業委員会組織は、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に取り組み、地域農業が持続的に発展するよう地域の実情に応じた様々な活動を展開している。

特に、令和5年度からは市町村や関係機関と一緒に「地域計画」の策定に取り組み、現場の実態や農業者の思いを計画に反映する役割を担っている。

また、農業委員会に対する理解を広めるため、農業委員会活動の「見える化」にも取り組んでいる。

われわれ農業委員会組織は、生産基盤である農地を次世代に引き継ぎ、わが国の食料安全保障を足元から支えていくという強い使命のもと、以下の取り組みについて、ここに申し合わせ決議する。

記

1. 「地域計画」の策定と実現に向けた取り組みを進めよう

(1) 地域計画の策定に向けた後押しを強化しよう

- ① 策定期限である令和7年3月末までに地域計画を策定しよう。
- ② 取り組みが遅れている場合には、市町村・関係機関への支援を強化しよう。
- ③ 受け手のいない農地の調整や担い手への農地の集積・集約化をできる限り進めよう。

(2) 地域計画の実現を支援しよう

- ① 地域計画を策定した後は、市町村・関係機関と一緒に「計画の実現」に取り組もう。
- ② 地域計画の実現に向けては、市町村・関係機関とよく話し合っ、取り組み体制や役割分担を年度内に決めよう。
- ③ 地域の実情に応じて地域計画を見直すため、地域の話し合いを年に1回は実施しよう。

(3) 農用地利用集積等促進計画に取り組もう

- ① 農用地利用集積等促進計画により地域計画で位置付けられた者への農地の権利設定を進めよう。
- ② 促進計画の事務を円滑に進めるために、農地中間管理機構等との連携を強化するとともに計画の原案作成や要請に取り組もう。

2. 日常的に最適化活動を実施しよう

(1) 日常的な農地の見守りを実施しよう

農業委員と農地利用最適化推進委員は日常的な農地の見守りにより、農地の利用状況を把握しよう。

(2) 農家への声掛けを進めよう

農業委員と農地利用最適化推進委員は農家への声掛けにより、農家の意向を把握しよう。

(3) 活動記録を残そう

農業委員会活動の「見える化」を進めるため、日常的に実施した活動も含めすべての活動を活動記録簿に残そう。

(4) 農業委員会内の情報共有を進めよう

把握した農地の状況や農家の意向は、定期的に農業委員会内で共有しよう。

3. 農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 農地利用最適化交付金を活用しよう

委員報酬の上乗せや事務費に活用できる農地利用最適化交付金を活用して、最適化活動に役立てよう。

(2) 農業委員会サポートシステムを活用しよう

農業委員会サポートシステムのデータを適時適正に更新し、農地や農家の情報を整備することにより、農業委員会業務のデジタル化を推進していこう。

(3) タブレットの有効活用に取り組もう

農地パトロール(利用状況調査)や活動記録等でのタブレット活用を進め、農業委員会活動の効率化を図ろう。

(4) 女性や若い農業者の委員登用を促進しよう

女性や若い農業者の委員登用に向け、市町村長や地域の理解を求める働きかけを一層強化しよう。

(5) 農業委員会の体制を強化しよう

農業委員会の役割が増えていることから、活動を実施するのに適切な委員数と事務局の人員の確保に努めよう。

(6) 綱紀保持の取り組みを徹底しよう

農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用するとともに、法令遵守と倫理観を高めるための研修を実施しよう。